



OSS 会員研修（リース活用）配信ご案内

平成 29 年度税制改正大綱においても、より拡充・延長される
予定の設備投資減税。一定の要件の基に、設備投資減税のメ
リットをリース活用によってより効果的に取ることが出来ます。

■生産性向上設備投資促進税制（国税）のリース活用

■中小企業の投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）については、中小企業経営強化税制として新たに改組・整理されました。

■中小企業等経営強化法の計画認定に基づき、生産性は旧モデル比年平均 1%以上改善する対象設備への投資であれば、即時償却又は 7%税額控除（資本金 3 千万円以下もしくは個人事業主の場合 10%）となります。

■その際、以下の要件の一つでも該当する場合は、所有権移転リース取引に該当し、リースでの導入によっても本税制の活用が可能になります。

- (1) 譲渡条件付きリース取引
- (2) 著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているリース取引
- (3) 専属使用資産のリース取引
- (4) 識別困難な資産のリース取引
- (5) リース期間が耐用年数に比して相当短いリース取引
- (6) 再リース料が無償と変わらない名目的な価格であるリース取引

*リース活用のメリット：所有権移転リースの場合、譲渡価額含むリース料総額を取得価額とできるため、より多くの償却が取れます。また同時に、費用の平準化も図れます。

新規配信案内

JPBM 会員研修（信託活用）

テーマ 「設備投資減税のリース活用の実務 及び財務改善に向けたご提案」

講師：オリックス(株)中央支店第8チーム 田中健人

【掲載期間】平成 28 年 12 月 22 日～
平成 29 年 3 月 31 日

【収録時間】約 15 分（1 コマ）

■税制活用リース概要御説明&取組事例御紹介

* 税制活用リース取り組み事例

- ・生産性向上設備投資促進税制(A 類型)を活用した設備導入を検討。
- ・譲渡条件付リースにて設備を導入した。
- ・その効果とメリット

■事業承継における取組事例御紹介

*オリックスが安定株主として株式を買い集めることで、株式価値を希薄化させることなく、事業承継に備えることができた事例

■その他、保険料ローンのご案内等